

## 生活についての心得（校則）

学校および社会のルール・マナーを遵守し、好感を持てる身だしなみで学校生活を送ること。

### 1 身だしなみ

#### (1) 制服

- ア 学校指定のⅠ型もしくはⅡ型どちらかのブレザーおよびスラックスを着用する。ただし、スラックスに変えてスカートを着用することができる。
- イ 白色のYシャツを着用する。
- ウ 学校指定のネクタイかリボンどちらかを着用する。
- エ 静岡県のカールビズ期間はブレザーおよびネクタイやリボンを着用しなくてもよいが、式典、集会など、指示があった場合には着用する。
- オ スラックス着用時は黒色または茶色のベルトを着用する。
- カ 黒色または肌色のストッキングを着用することができる。
- キ セーター・ベストは学校指定のものを着用することができる。
- ク 靴下は白色、黒色、紺色、グレーのいずれかとし、無地またはワンポイントとする。スニーカーソックスは不可とする。
- ケ 防寒具は華美ではないもので、黒色または紺色が望ましい。
- コ Yシャツの中に着るインナーシャツの色は白が望ましい。派手な色や柄の入ったものは不可。ただし、小さなワンポイントは可とする。

#### (2) 頭髪

- ア 後ろ髪は肩の上端にかからない。超える場合は黒、紺、茶など華美でないゴム等で縛る。
- イ 前髪は目に掛からないようにする。
- ウ パーマ、カール、染色、脱色等はしない。

#### (3) その他

- ア 眉の過度な加工をしない。
- イ 化粧、色付きリップクリーム、ピアス、カラーコンタクトの使用は不可とする。
- ウ マニキュア等はつけない。
- エ 上履きは学校指定のものを着用し、色は学年色とする。
- オ サンドルで登校しない。

### 2 校内生活

- (1) 学校生活に不要な物を持ち込まない。
- (2) 必要以上の金銭を持ってこない。また、生徒間の金銭の貸し借りをしない。
- (3) 下校時刻は16:45とする。それ以降に部活動以外で校内に居残りをする場合は、担任の許可を得る。
- (4) 職員の許可なく火気を使用しない。
- (5) 学校内で掲示を行う場合は、生徒会本部及び生徒課の許可を得る。
- (6) 施設、設備、備品の貸与を必要とする場合は、担当職員の許可を受け、返却に際しては、その点検を受ける。
- (7) 紛失物、拾得物があった場合は、直ちに教職員に申し出る。その後、以下のながれで対応する。
  - ア 拾得者氏名、品名、日時、場所の記録
  - イ 全校に伝達
  - ウ 落とし物の保管、展示（学期末に整理する）
  - エ 処分

### 3 校外生活

- (1) 通学、外出の際は必ず身分証明書を所持する。
- (2) 不健全な遊技場又は飲食店に出入りしない。
- (3) 夜 11 時以降は原則として外出しない。
- (4) 警察に補導をされた場合はすぐに担任に申し出る。
- (5) 校外において事故が発生した場合は速やかに警察や学校に連絡し、事故報告書を担任に提出する。また目撃した場合は、速やかに学校に報告する。
- (6) 自動二輪及び自動車の運転は禁止とする。
- (7) 以下の目的で旅行する必要があると認められる場合に限り、学割証を利用することができる。
  - ア 休暇、所用による帰省
  - イ 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験等の正課の教育活動
  - ウ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
  - エ 就職又は進学のための受験等
  - オ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
  - カ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
  - キ 家族旅行

### 4 自転車および原動機付き自転車による通学方法について

- (1) 自転車及び原動機付き自転車による通学は下記の許可条件を満たす者に対して許可する。  
自動二輪や自動車等を運転して通学することは認めない。

#### 【自転車通学許可条件】

- ア 徳山区以外の者。
- イ 自転車保険に加入している者。
- ウ 保護者による点検が行われた自転車を使用する。

#### 【原動機付き自転車通学許可条件】

- ア 自宅から最寄りの駅まで 4 k m 以上あり、バス等の公共交通機関が利用できない者。  
(井川線利用者は千頭駅からの距離とする。) 特別な場合には、4 k m 未満でも許可することがある。
  - イ 任意保険に加入する。
  - ウ 保護者による点検が行われた車両を使用する。
- (2) 自転車及び原動機付き自転車による通学を希望する者は、それぞれの「許可願」を、担任に提出する。
  - (3) 許可証は在学中有効であるが、許可条件を満たさなくなった場合は取り消される。したがって、住所等の変更があった場合は、速やかに担任→生徒課交通係 に連絡する。
  - (4) ステッカーを車両にはり、破損や車両を変更した場合は再度発行してもらう。
  - (5) 事故にあった時や、交通違反で注意を受けた時、検挙された時は速やかに報告する。
  - (6) スポーツタイプの自転車(ロードバイク、マウンテンバイク、クロスバイク等)を使用する場合は必ずヘルメットを着用する。それ以外の自転車を使用する場合も着用することがのぞましい。

### 5 携帯電話・スマートフォン

- (1) 学校敷地内では携帯電話・スマートフォンの電源を切り、ロッカーの中に入れて施錠する。教員の許可時や非常時以外の使用はしない(休み時間、昼休み、放課後も同様)。長期休業中や休日、祝日においても敷地内での使用は禁止とする。

## (2) 指導内容

	①音がなった場合（バイブ音含む） ロッカー以外で所持していた場合		②敷地内で携帯電話・スマートフォンを無断使用した場合	
	指導	保護者連絡	指導	保護者連絡
1回目	担任指導	×	学年指導	○
2回目	学年指導	○	生徒課長指導	○
3回目	生徒課長指導	○	校長訓戒	○

※①については、年度ごと指導をリセットする。

## 6 届・願について

### (1) 届

- ア 遅刻、早退、欠席、忌引の場合は、前日又は当日、電話等でその旨を学校に連絡する。
- イ 住所、姓名、保護者、保証人が変わった場合、及び下宿する場合は所定の用紙にて届け出る。
- ウ 校舎、校具を破損・紛失した場合は速やかに申し出、所定の用紙にて届け出る。その場合、全額または一部を弁償しなければならないことがある。
- エ 登校後やむを得ず外出する場合には、生徒手帳の「諸届・許可」欄に必要事項を記入の上、担任に届け出、確認印をもらう。戻った際にも担任に報告する。

### (2) 願

- ア 退学、休学、復学する場合。但し病気による休学、復学の場合は医師の診断書を添える。
- イ 転学する場合。
- ウ 証明書の発行を受ける場合。
- エ アルバイトをする場合。
- オ ケガ等により、指定されたもの以外を身に着けたり別の服装をしたりする場合。
- カ 自転車通学及び原動機付き自転車による通学を希望する場合。
- キ 運転免許の取得を希望する場合。

## 7 アルバイトについて

アルバイトは、保護者の指導監督のもと、下記にあげた許可基準に則って学校の許可を受け、実施することができる。また、アルバイトを実施する際は、「アルバイト申請書」を所定の手続きに従って学校へ提出し、許可を得ること。

### (1) 許可基準

- ア 実施は、原則として、学期中の土・日曜日、祝日及び長期休業期間中とする。定期テスト一週間前からテスト期間中は禁止とする。ただし、特段の事情がある場合には、生徒・保護者と担任が直接協議をし、学期中の平日であっても許可する場合もある。
- イ 授業、部活動などの学校生活に支障が生じないこと。
- ウ アルバイト先は保護者が直接連絡を取り、承認したものであること。
- エ 法令に定められた範囲内であること。また、午後10時から午前5時までの時間でのアルバイトは不可とする。
- オ 欠点、欠課補充指導期間中はアルバイト不可とする。
- カ アルバイト申請直前の学期に指導歴（校長訓戒以上）がないこと。
- キ アルバイト開始後、学校生活等において著しい悪化が見られる場合、学年、生徒課長、生徒課係、部活動顧問が協議して、アルバイト許可を取り下げることもある。

(2) 手続きの手順

- ア 生徒はアルバイト希望がある場合は担任に申し出る。担任は生徒課係にその旨を伝える。その後、生徒がアルバイト許可基準等を満たしているかを担任、当該学年主任、生徒課長、生徒課係、部活動顧問で確認をする。
- イ アの確認で問題が無ければ、生徒はアルバイト申請書を記入し、担任へ提出する。許可申請書回覧後、生徒課担当がアルバイト許可証、アルバイト報告書を生徒へ渡す。アルバイト報告書は1か月に1回は必ず提出する。

8 部活動について

(1) 部・同好会

設立部は、下記にあげたものとする。

運 動 部	文 化 部	同 好 会
サッカー 女子ソフトテニス 野球 カヌー	吹奏楽 パソコン 郷土芸能	弓道

(2) 部活動の登録及び変更

- ア 3年間継続登録を原則とする。
- イ 変更を希望する者は顧問及び学級担任と話し合いのうえ、「部活動変更願」で変更手続きをする。
- ウ 1年生の新規登録については、仮登録期間を経て本登録を行うこと。

(3) 活動と活動時間

- ア 本校部活動ガイドラインに沿ったものとする
- イ 部活動に関する移動については、顧問の指示に従って制服または指定の服装を着用する。
- ウ 顧問不在の場合の活動時間は、下校時刻（16：45）までとする。

(4) 部室使用上の注意

- ア 部活動に関係した更衣・ミーティングに限って使用する。
- イ 使用時間外の部室は施錠する。鍵は顧問が管理する。
- ウ 部室の使用時間帯は、次のとおりにする。
  - (ア) 登校時間から始業時間まで
  - (イ) 放課後から部活動終了時間まで
- エ 部員以外の使用は禁止する。

(5) 定期テスト期間中（テスト開始前一週間及びテスト実施期間）の部活動について

- ア テスト期間中の部活動は、勉強時間の確保の観点から、平日は16：45まで活動してもよい。休日は原則停止とする。（テスト最終日は通常通りとする。）
- イ テスト最終日から2週間以内に試合（練習試合を除く）がある場合、または校長が特別に認める場合に限り、平日は最大17：45まで、休日は適切な時間とする。その際は「テスト期間中の部活動特別許可申請書」を生徒課に提出し許可を得る。

9 運転免許の取得について

- (1) 原付免許の取得は『原動機付き自転車通学を許可される者』に対し許可する。
- (2) 普通自動車免許の取得は3年生の進路決定者のみ2学期中間テスト以降に許可する。
- (3) 原動機付き自転車及び、普通自動車免許以外の運転免許の取得は原則として認めない。

【原動機付き自転車の免許取得について】

- (1) 原付免許の取得を希望する者は、「原付免許取得願」を出す。
- (2) 受験は学校の休業日のみ認める。
- (3) 試験結果は合否にかかわらず担任を通じて生徒課交通係に報告する。
- (4) 免許を取得した者は速やかに「原付通学許可願」を提出する。(生徒課保管)

#### 【自動車学校の通学について】

- (1) 自動車学校に入校する場合は、入校前に「普通自動車免許取得許可願」と「普通自動車免許取得許可証」、「誓約書」を、担任を通じて生徒課交通係に提出し、学校長の許可を得る。
- (2) 免許取得者は、その取得年月日(合格日)をただちに 担任→生徒課 に報告する。
- (3) 免許取得後も、卒業までは自動車の運転は全面禁止とする。

### 川根高等学校ソーシャルメディアポリシー

現在、多くの生徒が Twitter や Facebook、LINE、Instagram などに代表されるソーシャルメディアを利用しています。このソーシャルメディアは便利なサービスですが、使い方を注意しないと知らぬトラブルに巻き込まれることや、知らないうちに被害者や加害者になる可能性があります。また、ソーシャルメディアは世界中につながっており、一度発信した情報は世界中で見られ、完全に削除することができないことを理解しておく必要があります。

そこで、本校生徒がソーシャルメディアを利用する上での学校としての基本的な考え方を明確に示し、理解を求めるものとします。

#### 1 法律を守る。

現実世界でやってはいけないことは、ソーシャルメディア上でも同様です。日常生活で言わないこと、やらないことはネット上でもしないことが基本です。

#### 2 個人情報を書き込まない。

名前、性別、住所、電話番号、メールアドレス、学校名、HRNO、部活動名など個人が特定できる情報を書き込んではいけません。個人情報が悪用される恐れがあります。

また、顔写真はもちろん制服やユニフォームを着用した写真、学校や自宅周辺の写真なども掲載してはいけません。実名は出していないとしても、書き込まれた内容から個人名や住所などが特定されてしまいます。

#### 3 他人の情報を無断で書き込まない。

友達の情報を載せることは、友達をインターネット上の危険にさらされてしまうこととなります。日記の一行、写真の一枚など、どんな些細な情報でも必ず友達に確認を取りましょう。

また、自分が撮影した画像や映像をネット上に公開することは、そこに写っている人や場所の人権や肖像権の侵害になることがあります。掲載する前に問題がないかを確認するようにしましょう。

#### 4 悪口、誹謗中傷、噂などは書き込まない。

他人の悪口や誹謗中傷、悪意のある噂などを書き込むことは絶対にしてはいけません。人間関係のトラブルやいじめ、名誉棄損につながる可能性があります。あなたが無意識に発信した言葉でも、他人には不快に感じる言葉は多くあります。これらの行為が発覚した場合、学校は絶対に許しません。毅然とした態度で指導をします。

5 会ったことのない人とのコミュニケーションは気をつける。

ソーシャルメディア上のやりとりは素顔や表情が見えません。年齢や性別を偽り、あなたに危害を加えようと近づいてくる人も多くいます。知らない人とコミュニケーションをする際は、現実世界よりも慎重に判断しましょう。

6 情報に流されない。

ネット上の情報や SNS に書き込まれている内容が本当に正しいかどうか、よく考えて判断をしましょう。不必要な情報は無視することも大切です。自分で判断のつきにくい時は、保護者や先生に相談をしましょう。

7 SNS でのやり取りに縛られない・縛らない・頼らない。

SNS でのやり取りに過度に気を取られる必要はありません。すぐに返信をすることができない場合があることや必ずしも返信が来るとは限らないことを理解して使用しましょう。また、SNS は文字だけのやり取りですので、友達の反応や感情が分からずに悩むときもあるでしょう。ときには「見ない」・「気にしない」ことも必要なことです。

このソーシャルメディアポリシーは、川根高校の生徒の一部だけが守っても安全を保てません。たった一人の「故意」や「うっかり」が、多くの生徒の危険を招くこともあります。

ソーシャルメディアに書き込んでいいか判断に迷ったら、信頼できる大人に相談しましょう。また、ソーシャルメディアを利用したことで、傷ついたり悩んだりしたときもすぐに相談をしましょう。

川根高校の生徒、教職員及び関係者全員がこの内容にのっとなって、ソーシャルメディアを安全に正しく利用し、自らの生活をより豊かなものにしていくことを心がけましょう。

なお、ソーシャルメディアポリシーに違反した場合は、特別指導を含む個別指導を行います。

#### ※Google Classroom の利用に関して

Google Classroom の ID とパスワードは、学習支援のために静岡県教育委員会が管理しているものです。絶対に他人に教えてはいけません。また、ID の私的な使用をしてはいけません。

<保護者の方々へ>

ソーシャルメディアを使用するのは本人の責任であっても、携帯電話・スマートフォンを「持たせる」、「使わせる」は保護者の責任であることをご理解ください。使用にあたっては、お子様と家庭内で使用する時間帯を設定するなど相談して、使用方法を決めてください。